

各種補助金について



自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

愛知県で自転車に乗る際には、自転車損害賠償保険等の加入が義務化となり、ヘルメットの着用が「努力義務」と愛知県条例で定められています。

町では自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助します。

補助対象者

町内在住の7歳～18歳の方および65歳以上の方

※保護者が購入した場合は保護者の方が申請

※使用者1人につき1個まで

※購入から3カ月以内に申請してください。

※令和5年4月1日以降に購入したヘルメットに限ります。

対象ヘルメット 安全認証マークの付いた新品【図参照】

補助金額 購入費用の2分の1(上限2,000円) ※10円未満切り捨て

申請方法 次の①～⑤を防災危機管理課に提出してください。

①補助金交付申請書兼実績報告書

②領収書の写し等(購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの)

③ヘルメットの安全認証適合を確認できるもの(保証書、説明書、現物等の提示)

④補助金交付請求書

⑤振込先が分かる通帳等の写し

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

申請受付期限 令和6年3月1日(金)

問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

安全認証マーク



GSマーク
(ドイツ製品安全の認証)



SGマーク
(製品安全協会の安全認証)



CPSCマーク
(米国消費者製品安全
委員会の安全認証)



CEマーク
(EU加盟国の安全認証)



JCFマーク
(日本自転車競技連盟の
安全認証)

盗難被害・特殊詐欺の対策をとりましょう

町では安全なまちづくり推進のため、各種補助事業を行っています。
必要書類等詳しくは、防災危機管理課または町ホームページをご確認ください。

●センサーライト

対象 町内に在住し、当該年度中に住宅の犯罪防止が期待できる屋外に、センサーライトを購入設置した方

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、1基につき2,000円を限度額とします。
(100円未満切り捨て)

●特殊詐欺対策電話機器等

対象 町内に在住し、当該年度中に満65歳以上となる方、またはその方と同居する世帯員の方

補助対象 特殊詐欺対策電話機、自動応答録音装置、自動着信拒否装置

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、5,000円を限度額とします。
(100円未満切り捨て)

※両補助事業とも、ポイント利用分は補助対象外となります。

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152



URL <https://www.town.oharu.aichi.jp/1108.htm>



URL <https://www.town.oharu.aichi.jp/4365.htm>

高齢者安全運転支援装置設置費の一部を補助します

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置の設置に要する費用の一部を補助します。

補助限度額 安全装置の購入設置額から4万円(センサー無しの場合は2万円)を除いた額の5分の4 (1,000円未満切り捨て)

- ・ 障害物検知機能付き 上限3万2,000円
- ・ 障害物検知機能なし 上限1万6,000円

補助対象者 次の全てを満たす個人

- ① 町内に住所を有し、令和6年3月31日時点で65歳以上の方
- ② 有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ③ 町税および自動車税を滞納していない方
- ④ 非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ⑤ 申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方

補助対象の自動車 次の全てを満たす車両

- ① 個人の用途に供する普通自動車・小型自動車・軽自動車
- ② 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている
- ③ 車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されている

※安全運転支援装置を設置した日から3カ月以内に申請してください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※予算がなくなり次第終了します。設置後、お早めに申請してください。

申請受付期限 令和6年3月1日(金)

問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

骨髄提供者支援補助金

骨髄提供者の負担を軽減し、骨髄および末梢血幹細胞の移植を推進するため、骨髄提供者および骨髄提供者が勤務する事業所に対し、補助金を交付します。

対象

- ①骨髄または末梢血幹細胞の提供日に、町内に住所を有する骨髄提供者。
- ②対象①の骨髄提供者(個人事業主を除く。)が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および公立大学法人を除く。)

補助金額

- ①骨髄提供者 1日につき2万円(上限7日)
- ②骨髄提供者が勤務する事業所 1日につき1万円(上限7日)

申請期限 骨髄等の提供日から1年以内

その他

- ・詳しくは、町ホームページをご覧ください。
- ・申請書様式は保健センター窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

木造住宅耐震化補助事業

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご活用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線164

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震 診断	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・在来軸組構法または伝統構法 (桝組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・ 鉄骨造・コンクリート造は除く) ・2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む) ・現に人が住んでいる住宅	無料
木造住宅 耐震改修	・耐震診断の結果、判定値1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること	費用の80%の額 (上限120万円)
耐震シェルター 整備	・耐震診断の結果、判定値0.4未満であること ・申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること	費用の2分の1の額 (上限20万円)
木造住宅除却 (解体)	・耐震診断の結果、判定値1.0未満であること	費用の3分の2の額 (上限20万円)